

第20回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、平成31年2月5日(火)午後1時30分より、第20回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について

第1号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について

(出席委員)

3番 徳田 明子 4番 中林 和夫 5番 古川 嘉嗣 6番 井内 英樹
7番 多羅尾 英樹 8番 中西 秀友 10番 吉田 利一 11番 高田 悦和
12番 小島 佳剛 13番 水主 哲寛 14番 山本 晃一郎

(欠席委員)

1番 久世谷 幸治 2番 多田 岳史 9番 辻 四一郎

(農地利用最適化推進委員)

北浦 荘平 村田 昇造 江口 淳司 水谷 修 北村 嘉朗

(事務局)

西岡 局長 西村 次長 清水(囑託) 村田(囑託) 岸本(囑託)

(午後 1 時 3 0 分 開会)

局 長

定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。
本日は久世谷委員、多田委員、辻委員から欠席の届がなされております。
本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員 1 1 名、欠席委員 3 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。
それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、ただ今から、第 2 0 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の議事録署名委員は、徳田委員、中林委員のお二人にお願いいたします。
現地調査委員につきましては、多田委員、小島委員です。
ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。

それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。
事務局より、説明願います。

局 長

それでは、お手元の資料に基づきまして、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」一括して 2 件のご説明を申し上げます。

【第 1 号議案、 1 番から 2 番を別添議案書をもとに朗読】

番号 1 の譲渡人は、高齢となり営農規模を縮小するため譲渡したいとのことです。番号 2 の譲渡人は、所有農地はこの 1 筆だけであり、高齢で耕作困難となり離農するため譲渡したいとのことです。

番号 1 及び番号 2 の譲受人は同一人であり、営農規模拡大を図るため取得されます。

以上 2 件につきましては、譲受人の世帯が所有する農地は全て適正に管理し、農機具・機材等も所有されており、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

議 長

続きまして、小島委員より現地調査の報告をお願いします。

小島委員	<p>報告します。去る1月25日、事務局の案内で多田委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の伊勢田町及び の利用状況ですが、いずれも水稻の刈り取り跡があり、適正に管理されていました。</p> <p>番号2の伊勢田町 の利用状況ですが、番号1と同様の状態で、適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第1号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
水谷推進委員	<p>譲受人は最近すごい勢いで農地を取得されていますが、譲受事由は代替地ではなく営農規模拡大で合っているんですか。約4町の経営面積とのことですが、法人化を目指されているのでしょうか。</p>
局長	<p>この間、3条申請や機構の特例事業を活用して営農規模を拡大されていますが、代替地取得ということで申請されたわけではございません。譲受人は株式会社 という法人を営んでおられまして、その会社の代表取締役となっています。法人の履歴事項全部証明書を拝見しておりますと、会社は平成20年3月14日に設立されております。その後、平成30年6月12日に目的が変更されておりまして、同14日に登記がされていますが、今まで各種雑貨やコンピュータソフトウェアの企画開発、インターネットを利用した販売システムの開発、経営コンサルト業、飲食店の経営等を目的にされていましたが、変更登記によりますと農作物の生産、加工、販売及び運搬、農業生産に係る作業委託等、農業関連業務をされるということで法人を営まれておられます。</p> <p>当該法人の経営農地として、久御山町で利用権設定をされている農地もございます。経営面積や事業趣旨を鑑みますと、農地所有適格法人としての要件を具備されるのではということで、法人名義で取得されるのも方法の一つではありますが、今は個人名義で取得されるということです。聞くところによると、外国人も雇入れながら事業規模を拡大されていますし、世帯員も以前より従事日数を増やしてこの間精力的に営農規模を拡大されています。</p>
水谷推進委員	<p>申請が出ているのは法人ではなく、譲受世帯3人でということですよ。実態は法人に委託しているということなら、これは正確な申請にならないんじゃないですか。家族でやるのなら良いですが、始めから法人にさせるのであれば、法人で申請すべきです。</p>

局 長	<p>忙しい時期に実際作業は任されているかもしれませんが、あくまでも家族経営が主体です。譲受人は京都市にお住まいで、京都市農業委員会が発行した耕作状況等証明が添付されており、現在の農機具の保有状況や家族経営の従事日数等が記載されています。こちらとしては3条の許可要件を具備している以上、個人での取得はどうかと言うことは言いづらい面があります。申請に来られたのが代理人ということもあり、事務局からもあまり露骨に話はできない状況です。その辺は状況を見ながら、委員さんにも現場の見回りをされる中で問題がないかどうか見守っていただけたらと思います。</p> <p>きちんと手続きを済ませて耕作状況等証明を添付した上で、3条許可の要件を具備して申請がなされたことには間違いございませんので、何ら法律に反するような申請ではないことをお伝えしておきます。</p>
水谷推進委員	<p>耕作状況等証明が添付されていて、3人で従事されるということですし、3人なら作業できないことはないかと思えます。それは問題ではありません。ただ、法人でやっているのであれば、家族でやりますと申請されてもすぐ法人に委託する形になりかねないんじゃないですか。そうなれば、申請と実態が異なるということになってしまいます。法人の話聞いていなければ形式上の問題はありませんでしたが、法人でやろうと思っていると聞いてしまうと、それなら現に耕作をする法人が申請し、取得するべきではないかと言わざるを得ません。</p>
議 長	<p>それはそうかもしれませんが、当分の間は家族で管理されると言われれば仕方ないんじゃないですか。</p>
中林委員	<p>経営面積の約4町は、他に借りている分も合わせての面積ですか。</p>
議 長	<p>法人名義の農地はその中に含まれていませんか。</p>
局 長	<p>京都市の発行した耕作状況等証明によりますと、世帯で京都市に18,633㎡、宇治市に17,408㎡、久御山町に5,321㎡の農地を経営されています。この面積につきましては、譲受人の世帯での名義となります。</p> <p>所有農地か借入農地かの明細はついておりませんが、経営農地ということで全て含んだ形での面積になります。</p>
水谷推進委員	<p>宇治市内の農地については、こちらで把握している面積と合っていますか。</p>
局 長	<p>京都市在住の方ですので、農家台帳は京都市で管理されています。宇治市で取</p>

山本会長職務代理者	<p>得された際は、京都市へ権利移動の通知を送付いたしますが、以前の状況が反映されていないこともあります。よって他市の状況はわかりませんが、宇治市内での経営農地は全て所有で現在17,408㎡ございまして、耕作状況等証明と一致しております。</p>
	<p>以前まで、農業とまったく関係のない会社を運営されていたとのことで、それがどう思われたのかはわかりませんが農業に乗り換えられたということですね。4町ほどの農地を現在経営されていますが、我々からすると本当に百姓をやってくれるのかという思いはあるかと思えます。本当にこれから本腰を入れて農業をするんだと覚悟の上でなら問題ありませんが、今まで通した人の中には、所有権だけ移転して放置されているような方もいます。農地を守る立場としては、ちゃんと農業をしてくれるのかどうかは重要だと思います。</p>
議 長	<p>場所的に見ても、上手く耕作できるようなところではありません。</p>
中林委員	<p>譲受人は、元々新規就農者だったのでしょうか。以前から農地を持っていて別の事業用に法人を設立されたのか、それとも何年か前に新規で農地の取得を始めたのでしょうか。</p>
局 長	<p>元は新規就農から、現在の面積まで拡大されてきたとのことです。</p>
水谷推進委員	<p>始めから法人任せにするのが明らかなら、個人で取得するのは如何なものかと思えます。</p>
議 長	<p>私も農地は全て個人名義ですが、法人の社員として息子にも耕作させています。他の委員さんはどう思いますか。</p>
小島委員	<p>全ての経営農地について、現在問題なく耕作されているとのことですし、その証明を信じて許可を通して行って、後は地元の方に十分見回りしていただいて、耕作されていないような状況があれば早めに連絡してもらうのが良いのではないかと思います。</p>
中林委員	<p>お手上げだと言われたときにどうするかという話にはなりますが、今は仕方がないかと思えます。</p>
議 長	<p>伊勢田町の農地ですので、地元の委員さんには様子を見ていただくよう宜しく</p>

	<p>お願いします。</p> <p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>引き続きまして、専決処分の報告について、事務局より報告願います。</p>
局 長	<p>それでは、お手元の資料に基づきまして、「第1号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」1件のご説明を申し上げます。</p> <p>【第1号報告、1番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号1につきましては、専用住宅1戸を建築される予定です。なお、隣接農地はございません。</p> <p>本件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p>
水谷推進委員	<p>建築は一戸分だけですか。</p>
局 長	<p>図面等が添付されていますが、一戸分の建築を予定して計画されております。</p>
議 長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>なしの声</p>
議 長	<p>ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件はすべて終了いたしました。</p>

(午後2時00分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____